日 本 測 地 学 会 会 則

第１条（名称）本会は，日本測地学会（英文名 The Geodetic Society of Japan）という．

第２条（目的）本会は，測地学及びこれと密接な関係をもつ諸問題の研究を促進し，その進歩と普及を図ることを目的とする．

第３条（事業）本会は，その目的を達成するため，次の事業を行う．

(1)　講演会の開催．

(2)　会誌の発行．

(3)　その他，必要と認められる事業．

第４条（会員）

(1)　本会会員は，普通会員，賛助会員及び名誉会員とする．

(2)　会員の資格は，次のとおりとする．

普通会員　測地学の研究事業に直接間接に携わる者及びこれに関心を有する者で，本会の承認を得た者．

賛助会員　本会の趣旨に賛同する団体又は個人で，本会の承認を得た者．

名誉会員　測地学の進歩に著しく貢献し，日本測地学会評議会(以下,「評議会」という．）によって推薦され，日本測地学会総会(以下,「総会」という．）の承認を得た者．

(3)　普通会員及び賛助会員の学会活動に関する権利は次のとおりとする．

普通会員　日本測地学会講演会における学術発表，測地学会誌への投稿及び受領，メールマガジンの受信，評議員として互選される権利，会長に選出される権利，総会での議決権．

賛助会員　日本測地学会講演会における学術発表（１人/口まで），参加傍聴（２人/口まで）及び関連ブースの出展，測地学会誌の受領，学会 HP での社名掲載(リンク含む)，メールマガジンの受信，総会へのオブザーバー参加．

(4)　本会は，必要に応じて，顧問をおくことができる．

(5)　入会，退会又は休会を望む者は，本会にその旨を申し出るものとする．

(6)　本会は，２年以上会費を滞納し，かつ，会費支払いの意思を確認できない会員を，退会させることができる．

(7)　評議会は，本会に著しく不都合を生じさせた会員を，その決議によって除名することができる．

(8)　休会者は会費の納入が免除されるが，選挙権・被選挙権の行使及び講演会での講演はできない．休会期間は１会計年度単位とし，原則として続けて３年度を上限とする．

第５条（会費）

(1)　普通会員及び賛助会員は，附則の定めるところに従って，本会に会費を納入しなければならない.

(2)　既に納入した会費は，いかなる事情があっても返付しない.

第６条（役員）本会に，次の役員をおく.

会長	１名.	副会長	１名.
評議員	５０名.		
企画委員長	１名.	企画委員	若干名.
庶務委員長	１名.	庶務副委員長	１名.
庶務委員	若干名.		
会計委員長	１名.	会計委員	若干名.
編集委員長	１名.	編集委員	若干名.
広報委員長	１名.	広報委員	若干名.
講演会組織委員長	１名.	講演会組織委員	若干名.
講演会プログラム委員長	１名.	講演会プログラム委員	若干名.
IAG 委員長	１名.	IAG 委員	若干名.
幹事	若干名.	会計監査	１名.

第７条（運営）本会は，次の機関によって運営する.

(1)　総 会

総会は，本会運営の基本方針を決定する.

総会は，会長が招集し，少なくとも毎年１回，適当な時期に開催する.

次の場合には，会長は請求のあった日から 50 日以内に総会を臨時に招集しなければならない.

（イ）評議会の決議によって請求のあった場合.

（ロ）30 名以上の普通会員から会議の目的を明示して請求のあった場合.

総会は，普通会員 50 名以上の出席をもって成立する.

議長は，会長がこれに当たる.

議事の裁決は，出席者の過半数による.

賛否同数の場合は，議長がこれを決める.

(2)　評議会

評議会は，総会の決定した基本方針に従って運営事項を議決し，委員に業務を執行させる.

評議会は，評議員定数の３分の１以上の出席をもって成立する.

議長は，会長がこれに当たる.

議事の裁決は，出席者の過半数による.

賛否同数の場合は，議長がこれを決める.

(3)　会 長

会長は，本会を代表する．会長に事故のあるときは，副会長がこれを代行する.

第８条（役員の選出）

(1)　評議員

（イ）評議員 50 名は，普通会員中から互選によって選出される．評議員の選挙は，会員の申し立てに基づく会員名簿中から連記無記名投票によって行われる．ただし，評議員の選出については，任期満了直後の評議員は，被選挙人となることができない．

（ロ）得票同数のときは，年齢の下位のものを選出する．

（ハ）評議員に欠員が生じた場合は，当該任期に係る評議員の選挙における得票順位の上位の者からこれを補充する．

（ニ）会長は，特別の事情があるときは，評議会の議決を経て，評議員を委嘱することができる．

(2)　会 長

会長は，普通会員の中から選出される．会長の選挙では，会員の申し立てに基づく会員名簿中から普通会員による無記名投票によって予備選挙を行い，得票数の第三位までの候補者の中から新年度の評議員による評議会で選出する．

評議会での選出方法は，以下のとおりとする．

ア．会長の選出は，評議員の無記名投票によって行い，最上位の票を得たものを選出する．最上位の得票数が同点で複数となった場合，年齢の上位のものを選出する．

イ．評議員が会長に選ばれたとき，その会長は評議員を辞する．その辞退によって生じた評議員の欠員は，最新の評議員選挙における次点者をもって補充する．

(3)　副会長，委員長，副委員長，委員，会計監査及び幹事

副会長，委員長，副委員長，委員，会計監査及び幹事は，会長がこれを委嘱する．

副会長，委員長，副委員長，会計監査及び幹事は，評議会に出席し，意見を述べることができる．

(4)　役員の任期

（イ）会長の任期は２年とし，２期を超えない範囲で連続して就任できる．

（ロ）評議員の任期は２年とし，その半数を毎年改選する．評議員は，重任することができない．

（ハ）副会長，委員長，副委員長，委員，監査及び幹事の任期は１年とし，重任をさまたげない．但し，編集委員長及び編集委員の任期は３年とし，重任をさまたげない．

第９条（経理）

(1)　本会の経費は，次の収入によってまかなう．

（イ）　会費及び寄附金．

（ロ）　その他雑収入．

(2)　本会の資産は，会長がこれを管理する．

(3)　本会の予算は，会長がこれを毎年作成し，評議会の議決を得ることを要する．決算は，会計監査が監査を行った後，評議会及び総会において承認を受けなければならない．

(4)　本会の会計年度は４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる．

第 10 条（会則の改訂）本会の会則は，総会の決議によって改廃することができる．

附 則

(1)　本会は，事務局を東京都文京区小石川一丁目５番１号パークコート文京小石川 ザ タワー５階（公社）日本測量協会内におく．

(2)　本会の会費は，次のとおりとする．
普通会員　年 八千円．ただし，学生は四千円．
賛助会員　年 一口(弐万円)以上．ただし，一括して前納することができる．

(3)　評議員の選挙は，毎年行う．選挙に用いる会員名簿は，会員の申し立てにより，投票締切日の 30 日前までに作成し，会員に配布するものとする．

(4)　本会則改訂の際在職する役員の任期は，改訂前の規定に従うものとし，評議員選挙に係る規定は，その任期満了後に行われる選挙から適用するものとする．

(5)　制定・改訂履歴

昭和 29 年 4 月 29 日制定	昭和 30 年 5 月 3 日改訂	昭和 32 年 5 月 16 日改訂
昭和 34 年 5 月 12 日改訂	昭和 38 年 5 月 17 日改訂	昭和 39 年 5 月 11 日改訂
昭和 41 年 5 月 10 日改訂	昭和 46 年 5 月 24 日改訂	昭和 49 年 5 月 29 日改訂
昭和 51 年 5 月 14 日改訂	昭和 52 年 5 月 11 日改訂	昭和 54 年 5 月 17 日改訂
昭和 58 年 5 月 11 日改訂	昭和 63 年 5 月 19 日改訂	平成 4 年 4 月 9 日改訂
平成 5 年 3 月 21 日改訂	平成 12 年 6 月 27 日改訂	平成 18 年 5 月 17 日改訂
平成 19 年 5 月 23 日改訂	平成 20 年 5 月 29 日改訂	平成 22 年 5 月 28 日改訂
平成 23 年 5 月 23 日改訂	平成 27 年 5 月 29 日改訂	令和 3 年 6 月 4 日改訂
令和 3 年 10 月 5 日改訂	令和 6 年 5 月 31 日改訂	令和 7 年 5 月 26 日改訂